

大規模災害発生時の広域交通管制要領について（通達乙）

（平成29年12月18日交規発第418号）

（概要）

この要領は、四国管区警察局管内で大規模災害が発生した場合において、管区局管内の県警察の的確な広域交通管制及びこれを実施するための相互支援活動について、必要な事項を定めたものです。